

独立行政法人海上災害防止センター
平成21年度業務実績評価調書

平成22年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由 (計画と実績のポイント)	意見 (参考事項)
第二期中期計画	平成21年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進 センターは、佐世保、鹿児島 の2箇所に支所を配置している。このうち佐世保支所については、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の受託業務（九州北部地区における防災資機材の維持管理業務）の終了に伴い廃止することとし、併せてセンター組織・定員の見直しを行う。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進 措置済み</p>	—		
<p>(2) 業務運営の効率化の推進 ① 一般管理費（特殊要因経費を除く。）について、中期目標期</p>	<p>(2) 業務運営の効率化の推進 ① <u>一般管理費</u>について、第一期 中期目標期間の<u>最終年度</u>（平</p>	A	平成21年度の一般管理費を389,093千円とし、平成19年度（441,585千円／予算額）に対して11.9%（52,492千円）に	

<p>間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で9%程度に相当する額を削減する。</p>	<p><u>成19年度）比で6%程度に相当する額を削減する。</u></p>		<p>相当する額を削減し、21年度計画の目標値を達成した。</p> <p>【主な削減項目】 人件費 等</p>	
<p>② 人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行う。</p>	<p>② <u>人件費</u>（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、<u>平成17年度比で4%程度に相当する額を削減する。</u></p>	S	<p>平成21年度の人件費を278,565千円とし、平成17年度（310,516千円／決算額）に対して10.3%（31,951千円）に相当する額を削減し、21年度計画の目標値を達成した。</p> <p>【主な削減項目】 退職者に替えて若年のプロパー職員を採用</p>	<p>数値目標を上回る削減を達成したことは評価できる。</p> <p>なお、センターは、海上防災に関する高い知見と経験を有した熟練の職員の存在が大きな利点となっている。人件費削減等の局所的な効率性が優先される余り、その利点が損なわれてはならない。</p>
<p>③ 俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>また、給与水準については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合にはその適正化に</p>	<p>③ <u>給与水準</u>については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証し、検証結果に応じた取組みを行うとともに、<u>検証結果及び取組状況をホームページ上で公表する。</u></p>	A	<p>平成20年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を平成20年度業務実績報告に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに、ホームページ上で公表した。</p>	

<p>取り組むとともに、検証結果及び取組状況をホームページ上で公表する。</p>				
<p>④ 事業費（防災費、HNS 業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）比で 3% 程度に相当する額を削減する。</p>	<p>④ <u>事業費（防災費、HNS 業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、第一期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）と同程度の水準に抑える。</u></p>	A	<p>平成21年度の事業費を757,885千円とし、平成19年度（765,390千円／予算額）に対して1.0%（7,505千円）に相当する額を削減し、21年度計画の目標を達成した。</p> <p>【主な削減項目】 民間借入金償還 特別修繕引当金繰入 等</p>	
<p>⑤ 契約については、「随意契約見直し計画」を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札の推進や情報公開の充実等により、競争性及び透明性を確保する。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>⑤ <u>契約については、センターが策定した「随意契約見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。</u></p> <p>また、<u>監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</u></p>	A	<p>「随意契約見直し計画」に基づき、平成 18 年度に 90%だった随意契約件数の割合を、32.9%まで引き下げた。</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）を踏まえ、監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成 21 年 12 月 21 日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点検、見直しを行い、新たな「随意契約等見直し計画」</p>	

<p>(3) 関係機関等との連携の強化 民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。</p>	<p>(3) 関係機関等との連携の強化 ① 排出油防除協議会、地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて<u>油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化</u>する。</p>	A	<p>と策定した。</p> <p>四日市、大阪泉北、水島、岩国、徳山下松各地区の海上防災訓練に参加、センターの油回収装置等を使用した防除訓練を実施し、関係機関等と連携強化を図った。</p>	
	<p>② 関係機関等の要請に応じ、<u>講演会等の開催時には、センター職員を講師として派遣</u>する。</p>	A	<p>排出油等防除協議会等からの依頼により、全国10箇所（12回）で行われた講演会に職員を派遣し、海上防災に関する知識等の普及に努めた。</p>	

<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置業務</p> <p>センターは、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）において、従来からの特定油（蒸発しにくい油）に加え、ガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）の排出事故についても対応できるよう、防除資機材の保有や防除措置能力の確保が求められている。</p> <p>このためセンターでは、平成 18 年 2 月に取りまとめられた「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等も踏まえ、これまで HNS 防除体制の構築を図ってきたところであり、今後</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置業務</p> <p>① 海上防災措置業務の適時・適確な実施</p> <p>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による<u>排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。</u></p>	<p>A</p>	<p>船舶所有者からの委託に基づき、4 件の事故に出動し、排出油等防除措置を適確に実施した。</p>	
---	--	----------	--	--

<p>も引き続き、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として、次の業務を実施する。</p> <p>① 海上防災措置業務の適時・適確な実施</p> <p>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。</p>				
<p>② HNS防除体制の充実強化</p> <p>HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」（国際海事機関カリキュラムに準拠）を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。</p> <p>また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノ</p>	<p>② HNS防除体制の充実強化</p> <p>ア 契約防災措置実施者に対する訓練</p> <p>特定油以外のガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）に関し、契約防災措置実施者の防除措置に係る技能の向上を図るため、<u>契約防災措置実施者の監督職員 28 名に対して、HNS防除措置に関する研修を行う。</u></p>	<p>A</p>	<p>防災訓練所において、契防者27名に対する研修を行い、HNS防除措置に係る知識・技能の向上を図った。</p> <p>このほか、契防者の所在地にセンター職員を派遣（全国11地区）し、HNS防除資機材取扱訓練及び研修を行い、HNS防除措置に係る知識・技能の向上を図った。</p>	

<p>ノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。</p>	<p>イ HNS防除資機材の整備</p> <p>我が国のHNS防除措置能力を一層向上させるため、特に<u>特定海域基地に重点を置き、HNS防除資機材の充実強化を行う。</u></p>	<p>A</p>	<p>特定海域基地 14 基地及び一般海域基地 6 基地について、HNS防除防除資機材の充実強化を図った。</p>	
	<p>ウ HNS防除に関するサービス提供</p> <p>我が国の防災体制の一層の向上に貢献するため、船舶所有者等に対してセンターが保有する<u>HNS防除資機材・人員の動員システムを活用したサービスの提供を実施する。</u></p>	<p>A</p>	<p>特定海域を中心にHNS防除資機材及び要員を配備し、事故対応体制を強化するとともに、HNSタンカー所有者との契約（HNS資機材要員配備証明書の発行）に基づき、センター保有の資機材及び要員を提供するサービスを実施した。</p>	
	<p>エ 石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進</p> <p>「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等を踏まえ、臨海部石油コンビナート区域における石油化学企業等に対し、<u>HNS等防除のため海上</u></p>	<p>S</p>	<p>沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス（MDSS）を行った。</p>	<p>海上災害セーフティサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも認知され、参加企業も着実に増加しており、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として評価できる。</p>

	<u>災害セーフティサービスを提供するなど、防災業務に関する取組を推進する。</u>			
(2) 機材業務 排出油防除資材（全国 33 基地）及び油回収装置等（全国 10 基地）の維持管理に努めるとともに、これら機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度 1 回の訓練を行う。	(2) 機材業務 ① 資機材の維持管理 全国 33 基地に配備されたオイルフェンス等の <u>排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。</u> また、全国 10 基地に配備された <u>油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。</u>	A	排出油防除資材（全国33基地）及び油回収装置（全国10基地）の定期点検を毎月実施し、不具合箇所には必要な措置を施した。	
	② 資機材の運用訓練 排出油防除資材を管理している <u>33 基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している 10 基地において運用訓練を行う。</u>	A	排出油防除資材の搬出訓練を全国 33基地において、油回収装置の運用訓練を全国10基地において、それぞれ実施した。	

<p>(3) 海上防災訓練業務</p> <p>① 訓練の重点化</p> <p>「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。</p> <p>特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。</p>	<p>(3) 海上防災訓練業務</p> <p>① 訓練の重点化</p> <p>海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に<u>標準コース（5日間）を10回、消防実習コース（2日間）を8回それぞれ開催する。</u></p> <p>標準コース5日間のうち2日間は消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース（2日間）については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に1日を充てる他、船内捜索、保護具・検知器取扱実習等を実施する。また、<u>今年度は、大容量泡放射砲訓練コース、原子力発電所火災コース等を新たに実施する。</u></p>	S	<p>標準コースを11回（計456名）、消防実習コースを8回（計251名）、それぞれ実施した。</p> <p>標準コースの受講希望者が予定を上回ったため、他の訓練を変更することなく、1回追加して実施した。</p> <p>また、利用者ニーズに応え、コンビナートコース火災マネジメントコースを新たに開設し、大規模危険物施設火災対応管理能力の向上を目的とした訓練を計15名の受講生に対して実施した。さらに、原子力発電所火災コースについても新たに開設し、計5回の火災消火訓練を計165名の受講生に対して実施した。</p>	<p>船員法に基づく法定訓練を実施する一方、社会的ニーズに応え新たな防災訓練コースを開設するとともに、民間企業（電力、ガス、石油・石化企業等）からの委託による海上防災訓練を積極的に実施し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。</p>
<p>② 訓練参加者の能力向上</p>	<p>② 訓練参加者の能力向上</p>	A	<p>標準コース（11回）の平均点は93点、</p>	

<p>訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。</p> <p>また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</p>	<p><u>訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。</u></p> <p>また、試験結果が<u>70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</u></p>		<p>消防実習コース（8回）の平均点は96点であり、それぞれ目標値を達成した。</p> <p>また、70点未満の者に対しては補習を実施し、能力向上を図った。</p>	
<p>(4) 調査研究等業務</p> <p>① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施</p> <p>過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。</p>	<p>(4) 調査研究等業務</p> <p>① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施</p> <p><u>受託事業として「石狩LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」、「新仙台火力発電所LNG基地における海上防災対策に関する調査研究」を実施する。</u>日本財団助成事業として「タンカー火災の消火に関する調査研究」を実施する。</p>	A	<p>当初計画のとおり、受託事業4件及び日本財団助成事業1件を実施した。</p>	
<p>② 成果の普及・啓発</p> <p>調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。</p>	<p>② 成果の普及・啓発</p> <p><u>これまでの調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で継続公開し、引</u></p>	A	<p>日本財団助成事業による調査研究の概要をセンターのホームページ上で公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成</p>	

	<p>き続き、<u>成果の普及・啓発を図る。</u></p>		<p>果一覧へリンクを張り、成果の普及・啓発を図った。</p>	
<p>(5) 国際協力推進業務 ① 国際協力業務の推進 過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>(5) 国際協力推進業務 ① 国際協力業務の推進 東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する<u>外国人研修を2回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</u></p>	<p>A</p>	<p>計画通り、次の外国人研修を実施し、開発途上国等に対して海上防災措置に関する知識・技術の移転を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I C A 研修（外航基幹職員養成コース）／海技大学校委託 ・ J I C A 集団研修（救難防災コース）／（財）海上保安協会委託 	
<p>② 訓練参加者の能力向上 海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施する。 また、訓練終了後に実施する試験の平均点が 80 点以上となるよう、分かりやすい講義を実施するとともに、試験結果が 70 点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</p>	<p>② 訓練参加者の能力向上 海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施するとともに、訓練終了後に実施する<u>試験の平均点が 80 点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。</u> また、試験結果が <u>70 点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</u></p>	<p>A</p>	<p>筆記試験の平均点が、海技大学校委託については 75 点、（財）海上保安協会委託については 76 点であり、目標値の平均点 80 点以上に僅かながら達しなかった。</p> <p>これは、受講者の中に英語力が不十分な者が多かったこと、また、その英語力に対して試験問題の難易度が高かったこと等が要因であると思料されるが、訓練期間中、受講生と講師との意思疎通</p>	

			は十分に図られており、座学及び実技とも、その理解・習熟度は目標レベルに達していたものと思料している。	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>これまで培った技術・能力を活用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保</p> <p>センターの事業は平成22年度までに公益法人の業務として実施する方向で検討がなされることとなったことから、自己収入の確保に一段と努める必要があり、基金等を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの委託事業及びLNG基地海上防災対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書等発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保</p>	A	<p>年度計画で掲げた事業を実施し、自己収入を確保した。</p> <p>予算、収支計画及び資金計画については、それぞれ計画どおりに実施した。</p>	

	する。			
(2) 予算(人件費の見積を含む。)	(2) 予算(人件費の見積を含む。)			
(3) 収支計画	(3) 収支計画			
(4) 資金計画	(4) 資金計画			
— 別添「中期計画」参照 —	— 別添「20年度計画」参照 —			
4. 短期借入金の限度額 排出油等防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	—	該当なし	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。	—	該当なし	
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	—	該当なし	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・整備に関する計画	A	消防演習場については、淡水化プラントの定期メンテナンスを行うとともに、船舶ローディングアーム架台等演習施	

<p>消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。</p>	<p>① <u>消防演習場の淡水化プラントの定期点検、整備を行う。</u></p> <p>② <u>消防船については、1隻の定期検査及び他の1隻の中間検査を行う。訓練船については、1隻の定期検査及び他の1隻の上架修理を行う。</u></p>	<p>A</p>	<p>設の修繕を行った。</p> <p>消防船については、「おおたき」の定期検査及び「きよたき」の中間検査を実施した。また訓練船については、「ひので」の定期検査並びに「ひので」及び「ホエール」の上架修理を実施した。</p>	<p>・法定検査は、当然に実施すべき性質の業務であり、評価項目にはなじまないのではないかと。次年度は、評価項目とすべきか否か検討を要する。</p>
<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>センターの業務を確実にかつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施し、知識・技能の向上を図るとともに、適性に応じた部門に配置する。</p> <p>[参考]</p> <p>1) 期首の常勤職員数 29名</p> <p>2) 期末の常勤職員数見込み 29名</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>センターの業務を確実にかつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施するとともに、職員の配置に関して、油等流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり<u>効率的な業務実施が可能となるよう適正な人事配置とする。</u></p>	<p>A</p>	<p>4月、新任職員を対象とした研修・訓練を実施した。</p> <p>行政機関及び民間の知見をセンター業務に活用するため、出向者12名の派遣を受けるとともに、各職員の能力・適性及び業務内容等を勘案して適切な部門に配置した。</p>	<p>・センターの技能レベルを維持するためには、長期的な視点から、計画的に、研修・訓練及びOJTを実施することが重要である。</p> <p>・プロパー職員の年齢構成を長期的な視点から見据え、人事を行うことが重要である。</p>

	<p>② 人員計画</p> <p><u>年度末の常勤職員数を第二期中期目標期間初年度（平成20年度）と同数とする。</u></p> <p>[参考 1]</p> <p>(i) 第二期中期目標期間初年度（平成21年度）の常勤職員数 29人</p> <p>(ii) 平成21年度末の常勤職員数 29人</p> <p>[参考 2]</p> <p>平成21年度の人件費総額見込み 295百万円</p>	A	<p>計画どおり、年度末の常勤職員数を年度当初と同数の29名とした。</p>	
<p>(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第42条の30第1項に規定する積立金の使途</p>	<p>(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第42条の30第1項に規定する積立金の使途</p>	—	<p>第一期中期目標期間終了時における利益剰余金（約22.3億円）については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の30第2項及び第5項に基づく積立金として整理し、国土交通大臣の承認を受けた。</p>	
—	—	—	—	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

SS	0項目	
S	3項目	
A	22項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- 一般管理費及び人件費について、それぞれ数値目標を上回る削減を達成したこと、また、自己収入の確保を図り、運営費交付金を受けることなく自立的な業務運営を行ったことは評価できる。
一般管理費：11.9%（6%）、人件費：10.3%（4%）（ ）は目標値
- HNS関連業務（HNS資機材要員配備・緊急措置サービス、海上災害セーフティサービス）で得られた利益を「海上災害対応能力レベルアップ計画」に基づく財源として資機材等の整備に充当したことは、我が国の排出油等防除体制の向上に貢献するものであり評価できる。
- 海上災害セーフティサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも認知され、参加企業も着実に増加しており、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として評価できる。
- センター保有のHNS防除資機材及び人員の動員システムを活用し、HNS資機材要員配備・緊急措置サービス及び海上災害セーフティサービスを展開していることは、我が国におけるHNS防除体制の向上に貢献するものであり評価できる。
- 訓練業務について、船員法に基づく法定訓練及び民間企業（電力、ガス、石油・石化企業等）からの委託による海上防災訓練を積極的に実施するとともに、利用者ニーズに応えた新たな訓練コースを開設し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を90%（18年度）から32.9%（21年度）に引き下げたことは評価できる。今後とも「随意契約見直し計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を着実に推進するとともに、21年度に設置した契約審査委員会及び契約監視委員会の活用や情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ること。
- 一者応札については、20年度は22件であったところ、21年度は3件まで減少しており改善の跡が伺えるが、契約の発議、決裁、公告等の各段階において現状の手続きを検証し、必要な改善策を講じることにより、今後も引き続き契約の適正化に取り組むこと。

- ・ 給与水準（ラスパイレス指数107.6）について、センター業務は危険性、困難性が高く、その実施にあたっては専門的知識・技術、豊富な経験を有する者を配置する必要があることを勧案すれば、妥当な数値であると思料する。今後も引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- ・ 内部統制については、役職員で構成するプロジェクトチームにより、専門家等からの意見聴取、内部規程の整備等を実施したことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。

（その他）

- ・ 国からの交付金及び補助金等を一切受けていないところ、法定外福利厚生費について、社会情勢の変化等を踏まえ、21年度中に職員協議を重ね、その結果、22年度に食事券に係る補助を廃止するとともに、永年勤続表彰等に伴う副賞の授与についても支給を停止し、経費の支出を見直したことは評価できる。
- ・ 職員に適用している乗船手当、防除活動手当及び防災実技訓練指導手当については、国や地方自治体で支給されている手当等を参考に設けられているものであるが、業務の実態に鑑みて当該手当を支給することは妥当であると思料する。また、これらの手当の金額についても、類似のものに比して適切な金額であるものと思料する。
- ・ 利益剰余金27.7億円は、国からの交付金、補助金等を一切受けず、民間から得た手数料収入等が積み上がって形成されているものであるが、これに対応する資産は、現に使用している油回収装置等の事業用資産のほか、これらの更新等に要する額に相当する金融資産に対応するものである。また、大規模油流出事故時の対応等により勘定に欠損が生じた場合の補填にも充当されるものであることから、当該利益剰余金を保有することは妥当であると思料する。また、如何なる事態にも柔軟に対応できるよう積立金として整理していることについても妥当と思料する。
- ・ センターが保有する基金、油防除資機材、船舶、訓練施設等の資産については、センター業務を遂行するうえで必要不可欠なものであり、全て有効に活用されているものと思料する。今後も理事会の適切な管理のもと、更なる有効活用を図ること。

<p>総合評定 （SS, S, A, B, Cの5段階）</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>（評定理由）</p> <p style="text-align: center;">最頻値の評定であるため。</p>
---	---

総務省政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」等への対応表

独立行政法人 海上災害防止センター

評価項目	実績	備考
政府方針等 これまでに実施された事業仕分け(21年11月及び22年4月)で当該法人に係る事項が対象となっている場合には、事業仕分けの評価結果を踏まえた対応 業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。 研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図られているか。	新法人への移行に向けて、監督官庁である海上保安庁と協議をしつつ作業を進めることとしている。	報告書2頁
	各事業の実施にあたっては、公益法人等の民間主体の体制でも対応可能と考えているが、4事業の一体性は維持する必要があると考えている。	報告書2頁
	類似法人はない。	
財務状況 法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか) 事業の受益者の負担、民間からの寄付・協賛等の自己収入の拡大に向けた取組	該当なし。	
	ほとんどが自己収入であり、運営費交付金等の受け入れはない。	資料27～34
保有資産全般の見直し (実物資産) 保有する建物、構築物、土地等について、)法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、)事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性)現在の場所に立地する業務上の必要性等)資産の利用度等)経済合理性 といった観点に沿った保有の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証) 賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、)法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、)事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性)現在の場所に立地する業務上の必要性等)資産の利用度等)経済合理性 といった観点に沿った賃借の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証) 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、)本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、)政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、)効果的な処分 といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組 特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等(廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができないか)	不用資産はない。 (参考) 主な固定資産の使用実績 ア、訓練所は2253人の受講生の受入れ計画に対し、21年度受入実績は2451人であった。 イ、消防船は待機配置1718隻、荷役警戒106隻の計画に対し、21年度実績は待機配置1807隻、荷役警戒91隻であった。	報告書32頁 報告書20頁 資料23、24
	賃貸物件は、経済的な価格で使用している。	
	財務諸表において、固定資産が使用される業務の実績が、中期計画の想定に照らし、著しく低下したものはないことから、減損及びその兆候は認められていない。	報告書32頁
	横須賀に研修施設を保有しているが、周年稼働している。	
(金融資産) 個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。)について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組 事業用資産以外にも含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組 融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討 積立金の規模	防除措置に必要な防災基金を保有しているが、普段は、効率的な運用を図るため、地方債等により運用している。	報告書32頁
	資金の適正な管理及び安全かつ効率的な運用を行うため「独立行政法人海上災害防止センター資金管理運用規則」(平成21年12月25日)を制定した。	報告書33頁 資料35
	該当なし。	
	事業用資産の取得、改修及び更新等のため必要な額を保有	報告書31頁

<p>(知的財産等) 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組</p>	<p>該当なし。</p>	
<p>資産の運用・管理 (実物資産) 保有する建物、構築物、土地等について、)活用状況等の把握)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証)維持管理経費、施設利用収入等の把握)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、)活用状況等の把握)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証)維持管理経費、施設利用収入等の把握)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 宿舎(借上物件を含む)について入居率が低い、空き部屋数が多い、当該独法の役職員以外の者の入居部屋数が多いものはないか。 宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所(借上物件を含む)で稼働率が低いものはないか。 展示施設(借上物件を含む)の利用者数と経費は適切か。 高額(取得価格5000万円以上)な設備・機器、車両・船舶の稼働状況と経費は適切か。</p>	<p>主な固定資産の使用実績 訓練所は2253人の受講生の受入れ計画に対し、21年度受入実績は2451人であった。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>上記のとおり研修施設(宿泊施設を含む。)は、効率的に稼働している。</p> <p>該当なし。</p> <p>消防船は待機配置1718隻、荷役警戒106隻の計画に対し、21年度実績は待機配置1807隻、荷役警戒91隻であり、高い稼働状況となっている。 なお、経費は適切な水準であると考えている。</p>	<p>報告書20、21頁 資料23、24</p>
<p>(金融資産) 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組</p>	<p>資金の適正な管理及び安全かつ効率的な運用を行うため「独立行政法人海上災害防止センター資金管理運用規則」(平成21年12月25日)を制定した。</p> <p>該当なし</p>	
<p>(知的財産等) 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組)出願に関する方針の策定)出願の是非を審査する体制の整備)知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動)知的財産の活用目標の設定)知的財産の活用・管理のための組織体制の整備等</p>	<p>防災資機材メーカーとの共同開発による特許権等が4件ある。(資料36参照)</p> <p>特許維持費用等については、メーカー負担としており、知的財産等の維持の判断については、メーカーと協議のうえ決定している。</p>	<p>報告書33頁 資料36</p>
<p>人件費管理 諸手当及び法定外福利費についての昨年度政独委からの指摘事項への対応(建研、奄美基金を除く) 「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容()法人の互助組織への支出の廃止、()食事補助の支出の廃止、()国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。 保険料の法人負担割合が21年度末時点で50%を超えていないか。 出張の際の支度料が21年度末時点で存在していないか。 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。 国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況 総人件費改革についての取組の状況と平成18年度からの5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由)</p>	<p>諸手当については、一般職員との俸給の調整を図る観点から継続支給する方針である。 法定外福利費については、廃止済み。</p> <p>見直し済み。</p> <p>超えていない。</p> <p>存在していない。</p> <p>専門性が高い業務であるため、給与水準は高くなる傾向にあるが、プロパー職員の採用等の措置により、給与水準の適正化に努めているところである。</p> <p>専門性が高い業務であるため、給与水準は高くなる傾向にあるが、プロパー職員の採用等の措置により、給与水準の適正化に努めているところである。</p> <p>該当なし。</p> <p>給与規程の見直し、プロパー職員の採用等の措置により、給与水準の適正化に努めている。 (参考) ラスパイレス指数 18年度 117.1 21年度 107.6</p>	<p>報告書6頁 資料39</p> <p>報告書5頁</p> <p>報告書5頁</p> <p>報告書5頁</p>

<p>契約 契約についての昨年度政独委からの指摘事項への対応 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況 随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。 1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。</p>	<p>該当なし。</p> <p>随意契約見直し計画(平成19年12月)に基づき、見直し可能なものから、順次、一般競争契約に移行した。 (参考) 随意契約率 18年度 90% 21年度 33%</p> <p>ない。</p> <p>超えていない。増加していない。</p>	<p>報告書8、9頁 資料1~7</p>
<p>法人の長のマネジメント 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。 法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。</p>	<p>整備されている。 原則として、週1回の理事会を開催。</p> <p>成蹊大学名誉教授 谷川 久 氏を委員長とする「海上防災事業に係る検討委員会」を開催し、「今後の海上災害防止センターのあり方について」、提言を取りまとめた。(平成18年)</p> <p>内部監査により、洗い出し作業を実施し、今後取り組むこととしている。</p> <p>20年6月に役職員で構成するプロジェクトチームを発足し、専門家(公認会計士、コンサル会社等)、先行取組法人からの意見徴収及び情報収集を実施し、当面取り組むべき事項について整理した。</p>	<p>報告書38頁</p>
<p>法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組 マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。 アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。</p>	<p>HNS防除体制の整備等、新規事業への取組については、整備計画を策定し、取り組んでいる。</p> <p>整備計画の達成度を毎年度確認し、年次計画に反映している。 当面のMDSS目標件数 200件</p>	<p>報告書16、17頁 資料15~18</p> <p>報告書16、17頁 資料15~18</p>
<p>その他内部統制 監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されているか。 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されているか。 各法人における事業の内部審査や自己評価について、法人内部限りで完結させず対外的な透明性が確保されているか、事業の実効性が上がるものとなっているか。</p>	<p>留意させている。</p> <p>随時、報告されている。</p> <p>契約については、契約監視員会、各事業の運営については、4つの専門委員会(訓練、機材、排出油等防除、調査研究)を設置し、外部委員を交えた透明性の高い審議を行っている。</p>	<p>報告書38頁</p>
<p>関連法人 委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性 関係法人に利益剰余金がある場合の国庫等への返納の必要性 競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底等が行われているか。</p>	<p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>	
<p>中期目標期間終了時の見直し 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察</p>	<p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>	
<p>業務改善のための役職員のイニシアティブ等 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチ</p>	<p>訓練所においては、研修終了後に受講生からアンケート取るなど、カリキュラムの改善に取り組んでいるほか、各事業の運営については、4つの専門委員会を設置し、海事関係団体の幅広い意見を聴取している。</p> <p>新任職員を対象とした研修を行っているほか、専門的知識を取得させるため、米国防務省機関における訓練に派遣するなど、計画的な人材育成に努めている。</p>	
<p>個別法人 政独委からの平成20年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(4法人6事項)への対応状況(当該法人のみ)</p>	<p>該当なし。</p>	